

緑の分権改革推進会議の分科会の開催について

〔平成 22 年 7 月 21 日〕
〔緑の分権改革推進会議座長決定〕

- 1 緑の分権改革推進会議（以下「会議」という。）における円滑な議事に資するよう、会議の下に、第一分科会、第二分科会、第三分科会及び第四分科会を設ける。
- 2 各分科会は、座長が指名する会議の構成員及び座長が委嘱する専門委員により構成されるものとする。
- 3 座長は、各分科会の構成員のうちから主査をそれぞれ指名し、それぞれの主査に各分科会の議事の整理、各分科会における案の取りまとめを行わせるものとする。
- 4 主査は、必要に応じて、各分科会の構成員のうちから、副主査を指名することができる。
- 5 第一分科会においては、主に、以下の事項について専門的な調査検討を行う。
 - ・緑の分権改革のモデルとなる取組の整理
 - ・モデルとなる取組の実現のために必要なノウハウ及び必要な対応方策の整理
- 6 第二分科会においては、主に、以下の事項について専門的な調査検討を行う。
 - ・地域におけるクリーンエネルギー、観光資源の活用、地場産品の地産地消・ブランド化、文化の伝承・発信など緑の分権改革の推進に伴い見込まれる効果の数量化の検討
- 7 第三分科会においては、主に、以下の事項について専門的な調査検討を行う。
 - ・農林水産業の活性化、6次産業化、観光振興などについて、ICTを活用した事業の方向性や国の制度改革等による支援方策の検討
 - ・インターネットの利用環境、コンテンツの具体的な構成、高齢者のICTリテラシーなど、元気な地域づくりに必要となるICTの環境整備のあり方についての検討
- 8 第四分科会においては、主に、以下の事項について専門的な調査検討を行う。
 - ・今後の地方公共団体におけるクリーンエネルギーの活用の検討に資することを目的とした、その基礎となる賦存量等の調査についての統一的なガイドラインの検討
- 9 各分科会において配布する資料及び各分科会の議事に係る議事概要は、各分科会開催後、総務省ホームページに掲載する。